



今月の視点

平成30年分の確定申告の留意点！ ～オーナー経営者・会社役員のためになる～

私たちの総決算としての確定申告の時期です。私たちの平成30年、1年間の財務面の総決算が確定申告です。人生の大切な1年間を使って、総決算を行なったとき、自身の「思い通りの財務」となったかどうか問われる時期です。

I 確定申告の必須

①税金が戻る主なケース

1. 医療費が沢山かかった人、または対象となるOTC医薬品を1万2,000円超購入した人
2. マイホームを新築・購入した人、増改築・改修した人
3. 寄附を2,000円超した人
4. 上場株式等の配当があって課税所得900万円未満の人
5. 公的年金や個人年金から税金が引かれている人
6. 退職して平成30年の年末までに再就職をしていない人
7. 年末調整のとりこぼしがある人
8. 原稿料や講演料収入など、副業収入がある人
9. 退職金から20.42%の税率で源泉徴収されている人
10. 台風・地震・火災などで家や家財に損害を受けた人

②確定申告をしなければならないケース

1. 年収が2,000万円を超えている人
2. 給与（1カ所からで源泉徴収の対象となるもの）のほかに副収入があったときは、それらの所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている人
3. 給与（源泉徴収の対象となるもの）を2カ所以上受取っていて年末調整されなかった給与の収入金額（所得金額ではないので注意）と各種の所得金額（給与所得と退職所得を除く）との合計額が20万円を超えている人
4. 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、資産の賃貸料や機械・器具の使用料などを受け取っている人

5. 給与について災害減免法によって源泉徴収の猶予や還付を受けた人
6. 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで給与の支払いを受けるときに源泉徴収されていない人
7. 公的年金等の所得から所得控除を引くと残額がある人
8. 事業所得や不動産所得がある人などで所得税の額が配当控除の額を超える人、外国企業から受け取った退職金などの源泉徴収されない退職所得がある人
9. 外国預金、海外投資のある人の利子配当の申告（全世界課税です。）

以上、申告の心得ですが、売上の把握は最も大切です。税金としての必要性和同時に自身の事業として必要最低限の必要情報です。事業を伸ばす上であとから分析できるように整理されているからこそ、何十年にもわたる継続事業が可能となります。

(1) 売上はキッチリ把握

売上・収入はきちりと把握し、売上把握は絶対に最上位に位置します。税務署は売上に関して広く情報を収集しています。もし、売上漏れがあれば非常に厳しい対応となり、「他にもあるはずだ」となり、簡単に終わる調査が必要以上に長引き、不必要な加算税、延滞税も徴収されかねません。

そうならない為にも事業を行なう人必ず売上帳（銀行通帳の活用など）を作りましょう。白色申告でも必須です。事業を伸ばしている人は、売上帳を大切にしています。

(2) 必要経費はどれだけ積み上げ？

個人は必要経費、会社は損金という税法上の名前です。原則はほぼ一緒です。違いは個人は売上を上げるのに必要な経費で狭く、会社は事業に係れば損金であるから範囲は結構広いです。でも、経費として認められる範囲はかなり広く、一般の人が思っているよりも経費の線引きは緩やかです。

原則として、経費に該当するかどうかは、納税者自身が判断し、税務署は、ハッキリと事業に関係ないときに限って否認できます。従って領収書など資料の保存など必須です。「一定の条件」の下で「事業に係る支出」であることが条件です。「生活費」の中にもこのような支出はあります。家賃や光熱費、電話代など明確に区分できない場合は、按分の割合は柔軟に考えていいでしょう。

(3) 所得の種類

1. 給与所得

給料、パート・アルバイト収入、俸給、賃金、賞与、歳費などによる所得です。役員報酬や青色専従者給与も含まれます。

2. 雑所得

公的年金や個人年金、原稿料、講演料、印税、放送出演料、賃金の利子の収入、ビットコイン（仮想通貨）、アフィリエイト収入（広告収入）などによる所得です。

3. 配当所得

法人から受ける剰余金の配当、投資信託の収益の分配などによる所得です。

4. 一時所得

生命保険の満期保険金（一時金）、損害保険の満期返戻金、解約返戻金、賞金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得

5. 事業所得

商工業、サービス業、農業などによる所得です。

6. 不動産所得

土地や建物、不動産の上に存する権利などの貸し付けによる所得です。

7. 利子所得

預金や公社債の利子などによる所得です。

8. 譲渡所得

主に以下の資産譲渡（売却）による所得です。

①不動産や株式、公社債等の譲渡による所得（分離課税）

②機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡による所得（総合課税）

9. 退職所得

退職金や適格退職年金契約に基づく退職一時金などによる所得です。

10. 山林所得

山林伐採して売却、または立木のままで譲渡したことによる所得です。

(4) 所得控除の種類（上手く活用することで、節税効果は大きい!）

1. 雑損控除

自然災害や火災、盗難、横領などによる損失があったとき（シロアリ退治・害虫駆除）

2. 医療費控除（条件の下で温泉療養も旅費と共に、必然性でタクシー代、子供の歯の矯正）

①多額の医療費がかかって従来の医療費控除を使うとき

②セルフメディケーション税制を使うとき

3. 寄附金控除

国や公益法人などへ特定の寄附金を支払ったとき

ふるさと納税はワンストップ申請しても申告書に記載する必要あり

4. 社会保険料控除

国民健康保険料、国民年金保険料、国民年金基金、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療費保険料などを負担しているとき（家族の年金もOK）

5. 小規模企業共済等掛金控除（事業主の退職金です）、経営セーフティ共済

小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法の個人型年金掛金などを支払っているとき

6. 生命保険料控除

生命保険、個人年金保険、介護医療保険の保険料を支払っているとき、3つとも使える

7. 地震保険料控除（災害への備えをしながら税金を安く）

地震保険などの損害保険料を支払っているとき

8. 障害者控除

自分や控除対象配偶者、扶養親族が障害者のとき

9. 寡婦（夫）控除

自分が寡婦（または寡夫）のとき

10. 勤労学生控除

自分が勤労学生に該当するとき

11. 配偶者控除

合計所得 38 万円以下の配偶者がいるとき（本人所得 1,000 万円以下）

12. 配偶者特別控除

配偶者の合計所得が 38 万円超 123 万円以下で配偶者控除を受けることができない配偶者がいるとき（本人所得 1,000 万円以下）

13. 扶養控除（扶養の範囲は6親等以内の血族、3親等以内の姻族です）

合計所得が 38 万円以下の子ども（16 歳以上）、両親、兄弟姉妹などの控除対象扶養親族がいるとき、年齢制限なし、非同居OKです。

14. 基礎控除

誰でも無条件に受けることができる控除

（5）税額控除などの種類

1. 住宅ローン控除（共働き夫婦はダブルで）

住宅ローンを組んで、マイホームを新築・購入・増改築した人が受けられます

2. 特定増改築等住宅借入金等特別控除

ローンを組んでマイホームをバリアフリー改修、省エネ改修、耐久性向上改修、多世帯同居改修をした人が受けられます

3. 住宅耐震改修特別控除

住宅の耐震改修をした人が受けられます

4. 住宅特定改修特別税額控除

住宅①バリアフリー改修、②省エネ改修、③耐久性向上改修、④多世帯同居改修をした人が受けられます

5. 認定住宅新築等特別税額控除

認定住宅を新築・購入（中古はダメ）した人が受けられます

6. 配当控除

配当所得のある人が受けられます（申告分離課税を選択したものなどを除く）

7. 寄附金特別控除

政党などに対する政治活動への寄附金、認定 NPO 法人、一定の公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人などに対して支出した寄附金がある人などが受けられます。寄附金控除との選択適用となります（ふるさと納税は適用不可です。）

8. 外国税額控除

納付した外国所得税などがある人が受けられます

9. 災害減免額

自然災害や火災などで、住宅や家財に損害を受けた人が受けられます

10. 源泉徴収税額

収入から天引きされ、会社などを通してすでに支払った税金のことです

(6) 家事関連費と必要経費をめぐる税務問題

1. 家事関連費における必要経費相当額の判断基準は、業務関連性、合理性、客観性が要求されるが、その立証責任は納税者にありますが、積極的に活用しましょう。
2. 本来は家事費であっても、業態・業種によっては、家事関連費としてその一部に経費性が存在する支出はあります。資料づくりが大切です。
3. 適正な所得計算を達成するためには、家事関連費と自家消費を併用することも考えることがベターです。

以上、内容に関するお問い合わせは、弊法人 石川までお問い合わせください。

平成 31 年 2 月 吉日

石川 光男

【将軍の日（中期経営計画立案セミナー）】

自分のつくりたい会社を紙で書く1日です!!

自分のつくりたい会社を紙に書くことで目標が定まります。

その目標に対して明日から何をしないといけないのかが見えてきます。

そして、経営に対する意識が変わります。

経営者の意識が変われば、行動が変わる

行動が変われば、社員の意識が変わる

社員の意識が変われば、会社が変わる

開催日時:平成 31 年 2 月 27 日(水)10:00~18:00(昼食代)

3 月 20 日(水)10:00~18:00(昼食代)

お問い合わせは052-651-6000 担当 武田まで

今後のセミナー

※各セミナー、前日までにFAXにてお申込みをお願いします。

1. 2月20日(水) 平川忠雄DVDセミナー

『平成31年度税制改正の概要 ～法人課税・消費課税・納税環境整備～』

講師 柴田 和浩 時間 18:00～19:00

会費 会員 500円 その他 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

2. 2月23日(土) 家族信託・相続 無料セミナー

『家族信託・相続の基本セミナー(無料個別相談会も開催)』

講師 税理士 石川光男・司法書士 水野文俊 氏

時間 10:00～11:40(受付開始9:30～) 会費 無料

場所 熱田区船方コミュニティセンター1F会議室

※席には限りがございますので、事前予約となっております。

※セミナー終了後、無料個別相談会を開催いたします。

3. 2月25日(月) 相続セミナー

『相続手続きをスムーズにする法定相続情報証明制度について』

講師 鈴木 孝一 氏(社会保険労務士・行政書士)

時間 17:30～19:00

会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

4. 2月27日(土) 将軍の日 ～第62回～

『将軍の日～中期経営計画立案セミナー』

時間 10:00～18:00

会費 1社につき54,000円(昼食代込)

※1名追加毎に3,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

※お申込みは1週間前までをお願いいたします。

5. 3月20日(水) 将軍の日 ～第63回～

『将軍の日～中期経営計画立案セミナー』

時間 10:00～18:00

会費 1社につき54,000円(昼食代込)

※1名追加毎に3,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

※お申込みは1週間前までをお願いいたします。

1. 2月14日(木) 第663回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 『打つ手は無限』 できる理由を考える! 」
講師 村上 実 氏
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会 費 無料
場 所 金山ゼミナールプラザ

2. 2月21日(木) 第664回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 明朗こそが原点—幸せへの道— 」
講師 佐藤 晴美 氏
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会 費 無料
場 所 金山ゼミナールプラザ

3. 2月28日(木) 第665回 経営者モーニングセミナー
テーマ 「 会員スピーチ 」
時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会 費 無料
場 所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

**※会場…金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15
TEL 052-331-6411**

2月の税務と労務

- ・ 12月の決算法人の確定申告、納税 期限(2月28日)
- ・ 6月の決算法人の中間申告、納税 期限(2月28日)
- ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告 期限(2月28日)
- ・ 1月分源泉所得税納付 期限(2月12日)

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 **石川光男**
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp

半田オフィス

税理士 **榊原 睦**
〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569
mbara623@k6.dion.ne.jp